

件 名	受動喫煙防止について
受付日	平成 30 年 11 月 26 日
ご意見・ご提案の概要	店舗や職場、歩きたばこなどによる受動喫煙を防止する対策を積極的に行ってほしい。
県の考え方	<p>県では、第 3 次岐阜県がん対策推進計画や第 3 次ヘルスプランぎふ 21 において、受動喫煙防止対策の推進、禁煙希望者への支援の促進等を政策目標に掲げ、たばこ対策を推進しています。</p> <p>今年 7 月 25 日に改正健康増進法が公布され、多くの人々が利用する施設を原則禁煙とし、罰則付きで義務付けられます。県としては、望まない受動喫煙をなくすという基本に立ち、受動喫煙対策について広く周知し、ステップを踏んで段階的に受動喫煙対策を推進、強化していきます。</p> <p>また、たばこを習慣的に吸っている人を減らすことも重要であり、市町村や医療保険者、その他関係する機関、団体と連携しながら、禁煙支援対策と合わせた望まない受動喫煙を防止する総合的なたばこ対策を推進していきます。</p> <p>【第 3 次岐阜県がん対策推進計画（県 HP）】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/gan-taisaku/11223/gankeikakusan.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/gan-taisaku/11223/gankeikakusan.html</a></p> <p>【第 3 次ヘルスプランぎふ 21（県 HP）】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/seikatsu-shukan/11223/3-herusupuran.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/seikatsu-shukan/11223/3-herusupuran.html</a></p>
担当課	健康福祉部 保健医療課 健康推進室